

SCREEN

第75回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年6月28日（火）午前10時

開催場所

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1
当社本社5階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います)

議案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

議決権行使期限

平成28年6月27日（月）午後5時

目 次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

[添付書類]

事業報告	3
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	32

株主総会参考書類	36
----------	----

(証券コード：7735)

平成28年6月6日

株 主 各 位

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

株式会社 **SCREEN** ホールディングス

取締役社長 垣 内 永 次

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1
当社本社5階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報 告 事 項
 1. 第75期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役9名選任の件
 - 第5号議案 監査役3名選任の件
 - 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示くださり、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

電磁的方法により議決権を行使される場合には、51頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使について」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面および電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権の行使を有効なものとしたします。

以 上

1. 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めにもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.screen.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合せて監査を受けております。
2. 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.screen.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

経営状況説明会 開催のご案内

株主総会終了後、同会場にて経営状況説明会の開催を予定しておりますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、本年より株主懇談会は開催いたしませんので、ご了承の程お願い申し上げます。

【添付書類】

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、堅調な個人消費に支えられた米国を中心に緩やかな景気の回復傾向が続きました。欧州では、継続的な金融緩和策実施の効果などにより、景気の持ち直し傾向が続きました。一方、中国では、不動産市況の悪化や金融市場の混乱などから景気の減速感が強まり、新興国では、資源安の影響などから景気低迷の長期化が懸念されるなど、世界経済の先行き不透明感が強まりました。わが国経済におきましては、期の後半において、マイナス金利の導入や円高・株安による景気への影響が懸念されたものの、企業収益の改善や個人消費の緩やかな回復を背景に、景気は回復基調で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、半導体業界においては、大量データを扱うサーバー需要の増加などを背景にメモリーメーカーの設備投資は堅調に推移しました。加えて、車載向けなどのIoT関連デバイスの需要増加により、200mm以下のウエハーに対応した装置市場においても需要拡大の動きが見られました。印刷関連機器においては、国内市場で需要回復の動きが続きました。FPD業界においては、中国でのテレビ用大型液晶パネルの投資に加え、台湾や国内でも中小型液晶パネルの投資が増加しました。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高は2,596億7千5百万円と前期に比べ220億2千9百万円増加しました。利益面につきましては、研究費や人件費の増加などにより固定費が増加したものの、売上の増加や変動費率の改善効果などにより、前期に比べ、営業利益は63億8千9百万円増加の235億5千7百万円となり、経常利益は70億8千2百万円増加の231億7千8百万円となりました。また、特別利益において、保有株式の売却に伴う投資有価証券売却益を計上したことなどにより、税金等調整前当期純利益は239億4千2百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ、66億9千3百万円増加の188億1千5百万円となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

セミコンダクターソリューション事業：SE

セミコンダクターソリューション事業では、前期に比べ、ロジックメーカー向けやファウンドリー向けの売上は減少しましたが、メモリーや画像素子メーカー向けの売上は増加しました。製品別では、バッチ式洗浄装置の販売が好調に推移したことにより、洗浄装置全体の売上が増加しました。加えて、200mm以下のウエハーに対応したコーターデベロッパーの売上も増加しました。地域別では、欧米

向けは減少しましたが、台湾向けや国内向けは増加しました。その結果、当セグメントの売上高は、1,658億1百万円（前期比5.3%増）となりました。営業利益は、研究費や人件費の増加などにより固定費が増加した一方で、変動費率の改善や売上が増加したことなどにより、187億1千5百万円（前期比18.9%増）となりました。

グラフィックアンドプレジジョンソリューション事業：GP

グラフィックアンドプレジジョンソリューション事業では、印刷関連機器については、POD装置の市場浸透を進めたことにより、国内の売上が増加したことや、為替が円安に推移したことなどにより、前期に比べ、売上が増加しました。プリント基板関連機器については、主力の直接描画装置の売上が国内で減少したものの、中国での売上が増加したことなどにより、前期並みの水準となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は、612億7千9百万円（前期比10.0%増）となりました。営業利益は、製品構成の変化による変動費率の上昇や、研究費や人件費などの固定費が増加した一方で、売上の増加による増益により、31億6千9百万円（前期比11.6%増）となりました。

ファインテックソリューション事業：FT

ファインテックソリューション事業では、台湾や国内向けの中小型パネル用製造装置の売上が大幅に増加したことから、当セグメントの売上高は、前期に比べ、78億1千5百万円増加し、315億8千9百万円（前期比32.9%増）となりました。営業利益は、売上が増加したことなどにより、27億4千8百万円（前期は3億3千9百万円の営業利益）と大幅に増加しました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

（単位：百万円未満切捨）

区 分	売 上 高	構 成 比	前連結会計年度比
セミコンダクターソリューション事業	165,801 ^{百万円}	63.8 %	105.3 %
グラフィックアンドプレジジョンソリューション事業	61,279	23.6	110.0
ファインテックソリューション事業	31,589	12.2	132.9
そ の 他	1,004	0.4	146.3
合 計	259,675	100.0	109.3

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は、翌年度の社債償還資金に充当するため、長期借入金40億円を調達いたしました。なお、将来の資金安定確保を目的として、総額300億円のコミットメントライン契約を複数の金融機関との間で締結しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は63億5千1百万円で、その主なものはセミコンダクターソリューション事業用研究開発設備の拡充であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成27年3月期～平成29年3月期の3カ年におきまして、以下に記載しております中期3カ年経営計画「Challenge2016」に取り組んでおります。

中期3カ年経営計画「Challenge2016」（平成27年3月期～平成29年3月期）

1. 目標

- ① 収益構造改革を完遂し、高収益体質へ
最終年度において営業利益率10%以上
- ② 新規領域での事業化
それぞれの新規事業領域において最終単年度での黒字化
・エネルギー分野 ・検査計測分野
・ライフサイエンス分野 ・プリントドエレクトロニクス分野
- ③ 財務体質の強化
最終年度末において自己資本比率50%以上

2. 基本方針

- ① 持株会社体制による収益力の強化
持株会社体制による執行スピードアップと独立採算の強化徹底
- ② 高収益事業ポートフォリオの構築
コアコンピタンスの活用とオープンイノベーション戦略の実施により高収益事業ポートフォリオの構築
- ③ バランスシート経営の推進
財務体質の強化に向けバランスシートにより軸足をおいた経営の推進
- ④ CSR経営の推進
グループにおけるCSR意識の醸成と事業を通じた社会貢献

最終年度である平成29年3月期におきましては、従前から取り組んでおります変動費削減や固定費抑制を一層進め、重点テーマとして設定している営業利益率10%以上を達成し、収益構造改革の完遂を目指します。また、財務体質の強化につきましては、資産効率を高め、自己資本比率の向上を進めてまいります。加えて、今後の成長に向けた新規領域での事業化につきましては、それぞれの領域で

投入しました新製品の実績を積み重ね、市場での確固たる地位の確立を図るとともに、オープンイノベーション戦略のもと他社との提携などを積極的に進め、事業化を加速してまいります。

また、中期3カ年経営計画の取り組みを通して、ROEを安定的に高め、フリーキャッシュ・フローを最大化させるとともに、株主還元方針である連結総還元性向25%を目標に株主の皆様への利益還元を図り、企業価値向上に努めてまいります。

上記における将来数値は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円未満切捨)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売上高	199,795	235,946	237,645	259,675
経常利益又は経常損失(△)	△5,052	8,394	16,096	23,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△11,333	5,418	12,122	18,815
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△47円75銭	22円83銭	51円7銭	79円35銭
総資産	232,390	232,376	249,516	270,093
純資産	76,854	87,097	111,513	120,288

(注) 1. 平成25年度は、半導体メーカーの投資拡大により、洗浄装置などの半導体製造装置の売上が増加しました。FPD製造装置は、中国向けの大型パネル用製造装置の売上が増加しました。印刷関連機器はCTP装置の売上が減少しましたが、POD装置の売上が増加しました。利益面では、売上の大幅な増加や変動費削減に努めたことなどにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前年に比べ大幅に改善しました。

平成26年度は、半導体業界においては、半導体メーカーの堅調な設備投資を背景にロジックメーカー向けの売上が増加したものの、ファウンドリー向けの売上が設備投資時期の影響などで減少したことにより、半導体製造装置の売上は減少しました。印刷関連機器については、CTP装置とPOD装置の需要回復や為替の円安影響により売上が増加しました。FPD製造装置はテレビ向け大型パネル用製造装置の売上が増加しました。利益面では、変動費の削減やSEの製品構成の変化等により、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。

平成27年度(当連結会計年度)の状況は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

2. セミコンダクターソリューション事業およびファインテックソリューション事業の装置販売については、平成25年度より、出荷基準から据付完了基準に会計方針を変更したため、平成24年度につきましては、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ	百万円 310	% 100.0	半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービス
株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ	百万円 100	100.0	印刷関連機器およびプリント基板関連機器の開発、製造および販売
株式会社SCREENファインテックソリューションズ	百万円 100	100.0	FPD製造装置等の開発、製造、販売および保守サービス
株式会社テックインテック	百万円 480	100.0	半導体製造装置の開発および製造
株式会社メディアテクノロジー ジャパン	百万円 300	100.0	印刷関連機器およびプリント基板関連機器の販売
SCREEN SPE USA, LLC	千米ドル 18,876	100.0	半導体製造装置の販売支援および保守サービス

② 企業結合の経過および成果

当社グループの構成は、当社および連結子会社50社です。

当連結会計年度の成果は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
セミコンダクターソリューション事業	半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービス
グラフィックアンドプレジジョンソリューション事業	印刷関連機器およびプリント基板関連機器の開発、製造、販売および保守サービス
ファインテックソリューション事業	FPD製造装置等の開発、製造、販売および保守サービス
その他の	ライフサイエンス分野等の装置の開発・製造および販売、ソフトウェアの開発、印刷物の企画・製作等の事業

(8) 企業集団の主要拠点等

・ 当 社 本 社 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

	事業所名・会社名	主要な業務内容	所在地
国内拠点	洛西事業所	開発・製造・販売	京都市伏見区
	久御山事業所	開発・製造	京都府久御山町
	野洲事業所	開発・製造	滋賀県野洲市
	彦根事業所	開発・製造	滋賀県彦根市
	多賀事業所	製造	滋賀県多賀町
	品川事業所	販売	東京都港区
	九段事業所	販売	東京都千代田区
	株式会社クォーツリーダー	部品製造	福島県郡山市
	株式会社メディアテクノロジー ジャパン	販売	東京都江東区
海外拠点	SCREEN SPE USA, LLC	販売支援・保守サービス	アメリカ
	SCREEN SPE Germany GmbH	販売支援・保守サービス	ドイツ
	SCREEN GP Europe B.V.	販売・保守サービス	オランダ
	Inca Digital Printers LTD.	開発・製造・販売	イギリス
	SCREEN SPE Taiwan Co., Ltd.	販売支援・保守サービス	台湾
	SCREEN Electronics Shanghai Co., Ltd.	販売支援・保守サービス	中国
	SCREEN GP Hangzhou Co., Ltd.	製造	中国

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数（対前期末比較増減）

5,182名（100名増）

（注）従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

(単位：百万円未満切捨)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,000
株式会社りそな銀行	2,997
株式会社日本政策投資銀行	2,600
日本生命保険相互会社	2,379
株式会社京都銀行	1,900
株式会社滋賀銀行	1,500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 253,974,333株 (自己株式17,830,849株を含む)

(2) 株主数 10,833名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,250 ^{千株}	11.54 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,547	8.70
日本生命保険相互会社	9,153	3.88
株式会社 京都銀行	6,730	2.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,758	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,930	2.09
S C R E E N取引先持株会シンクロナイズ	4,770	2.02
株式会社 りそな銀行	4,562	1.93
株式会社 滋賀銀行	4,241	1.80
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,987	1.69

(注) 1. 当社は、自己株式17,830,849株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得した株式の総数	1,174,000株
③株式の取得価額の総額	999,262,993円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石田 明	代表取締役 取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	
垣内 永次	代表取締役 取締役社長 最高執行責任者 (COO)	株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役
南島 新	常務取締役 CSR/総務・人事担当	株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役 会長
沖 勝登志	常務取締役 経営戦略担当	株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役
灘原 壮一	常務取締役 最高技術責任者 (CTO) 技術開発担当	株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENマニファクチャリングサポートソリューションズ 取締役
近藤 洋一	常務取締役 最高財務責任者 (CFO) 経理・財務担当	株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ 取締役 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役
立石 義雄	取締役	オムロン株式会社 名誉会長 京都商工会議所 会頭
村山 昇作	取締役	株式会社iPSポータル 代表取締役社長 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役
齋藤 茂	取締役	株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO
宮脇 達夫	常任監査役 (常勤)	
梅田 昭夫	監査役 (常勤)	
堤 勉	監査役	京友商事株式会社 代表取締役社長
西川 健三郎	監査役	しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 立石義雄、村山昇作および齋藤 茂は、社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員としての届け出を行っております。
2. 監査役 堤 勉および西川健三郎は、社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員としての届け出を行っております。
3. 監査役 宮脇達夫は、長年当社の経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成27年6月25日付にて就任
- | | | |
|-----|------|--|
| 監査役 | 梅田昭夫 | |
|-----|------|--|
- (2) 平成27年6月25日付にて退任
- | | | |
|--------|------|-------|
| 取締役副会長 | 橋本正博 | CSR担当 |
|--------|------|-------|
5. 平成27年6月25日付で取締役の担当が次のとおり変更されました。
- | | | |
|-------|-----|-------------|
| 常務取締役 | 南島新 | CSR／総務・人事担当 |
|-------|-----|-------------|
6. 取締役 齋藤 茂は、平成27年12月1日付で、株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEOに就任されました。
7. 平成28年4月1日付で取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。
- | | | |
|----------------|------|--------------|
| 取締役会長 | 石田明 | |
| 代表取締役
取締役社長 | 垣内永次 | 最高経営責任者（CEO） |
| 代表取締役
専務取締役 | 南島新 | CSR経営担当 |
8. 平成28年4月1日付で取締役の担当が次のとおり変更されました。
- | | | |
|-------|------|--------------|
| 常務取締役 | 灘原壮一 | 最高技術責任者（CTO） |
| 常務取締役 | 近藤洋一 | 最高財務責任者（CFO） |
9. 平成28年4月1日付で取締役の重要な兼職の状況が次のとおりとなりました。
- | | | |
|----------------|------|--|
| 代表取締役
専務取締役 | 南島新 | 株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズ
取締役
株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役 |
| 常務取締役 | 灘原壮一 | 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役
株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ
取締役 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円未満切捨)

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	10 名	389 百万円
監 査 役	4	48
合 計	14	437

- (注) 1. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役2名の報酬等の額の合計は19百万円であります。
 2. 取締役の人員および報酬等の額につきましては、平成27年6月25日付にて退任いたしました取締役1名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	立 石 義 雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と財界活動における幅広い経験にもとづき、多様な視点から意見を述べております。
取締役	村 山 昇 作	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、日本銀行をはじめ企業経営等さまざまな分野における豊富な経験にもとづき、多様な視点から意見を述べております。
取締役	齋 藤 茂	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、企業経営等における豊富な経験にもとづき、多様な視点から意見を述べております。
監査役	堤 勉	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会24回のうち23回に出席し、中立的かつ客観的な視点から意見を述べております。
監査役	西 川 健三郎	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また監査役会24回のすべてに出席し、中立的かつ客観的な視点から意見を述べております。

② 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	立石 義雄	オムロン株式会社 名誉会長	特別の関係はありません。
		京都商工会議所 会頭	当社は京都商工会議所の会員であります。
取締役	村山 昇作	株式会社iPSポータル 代表取締役社長	当社と同社との間に販売促進に関連する取引関係がありますが、その取引額は販売費及び一般管理費の0.1%未満と僅少であります。
		東邦ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	齋藤 茂	株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO	特別の関係はありません。
監査役	堤 勉	京友商事株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。
監査役	西川 健三郎	しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

71百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

89百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計金額を記載しております。

3. 当社が、会計監査人に対して支払う報酬等には、監査証明業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する助言についての対価が含まれております。

4. 当社の子会社のうちSCREEN SPE USA, LLCほか13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」につき、平成27年4月24日開催の取締役会にて一部改定のうえ以下のとおり決議しております。

<決議内容>

当社およびSCREENグループ各社は、「未来共有」「人間形成」「技術追求」の企業理念のもと「SCREENグループCSR憲章」を定め、法令順守はもとより倫理的で透明性のある行動を通じてステークホルダーの期待に応えることにより、社会の持続可能な発展に貢献する。

この基本的な考え方にもとづいて、当社の内部統制の体制を以下のとおり構築し運用する。

- (1) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、SCREENグループの事業を統轄する持株会社として、「SCREENグループ経営要綱」を定め、グループ運営の基本方針およびグループ各社の役割と責任を明確にして、グループ経営の管理体制を構築し運用する。
 - ② 当社は、SCREENグループの経営戦略を策定し、経営資源を最適に配分し、グループ各社の業務執行状況を管理することにより、グループとしての企業価値の最大化を追求する。
 - ③ 当社は、「SCREENグループ財務報告に係る内部統制整備要綱」を定め、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保する体制を構築し運用する。
 - ④ 当社は、「SCREENグループ経理財務要綱」「SCREENグループ会計基準」を定め、当社グループの財務状態等を把握し、財務報告および税務申告等を適正に実施する。
 - ⑤ 当社は、「SCREENグループの人事に関する基本方針」を定め、役割と業績を重視した人事制度や、従業員の多様性を尊重した能力開発、成長支援等により、多様な人材およびグローバルに活躍できる人材の育成と活用を図る。
 - ⑥ 当社は、「SCREENグループの情報システム管理に関する基本方針」を定め、当社グループの情報システムの適切な運用と管理のために必要な体制を構築し運用する。
 - ⑦ 当社は、「SCREENグループの情報開示に関する基本方針」を定め、当社グループの企業活動に関する情報を適時かつ正確に開示するための体制を構築し運用する。
 - ⑧ 当社は、取締役、監査役、執行役員およびグループ会社の社長等で構成する連結経営会議を開催して、経営戦略や運営方針をSCREENグループ全体に徹底させるとともに、グループ内の意識の統一を図り、グループ一体となった経営を行う。
 - ⑨ 当社は、グループ会社の取締役または監査役に当社の取締役、執行役員または従業員を派遣し、各社の経営状況を管理、監督する。
 - ⑩ 当社は、グループ会社から直接または事業会社（当社の子会社のうち株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ、株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズおよび株式会社SCREENファインテックソリューションズをいう）もしくは機能会社（当社の子会社のうち株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズおよび株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズをいう）を通じて、定期的に、営業状況、財務状況その他の業務執行状況について報告を受ける。

- ① 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ会社の内部統制の体制整備の状況を監査する。監査における指摘事項については、被監査部門に改善を行わせ、内部統制の体制構築と運用に取り組む。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
- ② 当社は、効率的な職務執行ができるように各取締役への委嘱職務を取締役会で決議する。グループ会社においても同様の対応を行わせる。
- ③ 当社は、取締役、執行役員および従業員の職務の執行にあたっては、「責任権限規定」にもとづき、権限委譲と責任の明確化を図る。グループ会社においても同様の対応を行わせる。
- ④ 当社は、当社の常勤取締役および執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、事業会社社長および機能会社社長も出席させて、経営執行の審議を行い、取締役会および代表取締役の意思決定を補佐する。
- (3) 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、「SCREENグループCSR憲章」のもとに行動規範を示し、全グループの取締役、執行役員および従業員への周知を徹底して、公正で透明性の高い企業経営を推進する。
- ② 当社は、法務担当役員および法務部門を設置し、当社グループに関する各種の重要な契約の締結、重要な取引等に関し、法令および定款に適合することを確認する。
- ③ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保し監視機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、法令違反または不正行為による不祥事の防止および早期発見を主な目的として、SCREENグループの内部通報制度を構築し運用する。当社およびグループ会社は、法令違反や不正行為の内部通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをすることはしない。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力との関係遮断や不当要求に対する拒絶等について、弁護士や警察と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、自治体（都道府県）が定める暴力団排除条例を順守し、反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。グループ会社においても同様の対応を行わせる。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社グループに影響を及ぼすリスクの低減に向け、「SCREENグループリスクマネジメント要綱」およびその運用規定を定めてグループ会社を含む全組織にリスク管理体制を構築運用させ、その運用状況を定期的にモニタリングする。
- ② 当社は、「事業継続管理規定」を定め、リスクが顕在化した場合には、当該規定の定めに従って代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急時対策および復旧対策を実施する。

- (5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社は、法令および別途定める社内規定に従い、重要な会議の議事録ならびに取締役および執行役員の仕事の執行に係る情報を含む重要な文書等の作成、保存および管理を行う。取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できる。
 - ② 当社は、「情報セキュリティ管理規定」等の情報システム関連規定および「営業秘密管理規定」等を定めて、情報管理を徹底する。
- (6) 監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会のほか、連結経営会議、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - ② 当社は、監査役がその職務の遂行にあたり費用を要するときは、当該費用を負担する。
- (7) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役、執行役員および従業員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、監査役に報告するとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ② グループ会社の取締役、監査役および従業員は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
 - ③ CSR担当部門は、SCREENグループの内部通報制度の運用状況および重要な事項について定期的に監査役に報告する。
 - ④ 当社およびグループ会社は、法令違反等を監査役に報告したことを理由として、報告者に不利益な取り扱いをすることはしない。
- (8) 監査役の仕事補助すべき従業員に関する事項
- 当社は、監査役の仕事を専属的に補助する部署を設け、必要な知識および能力を具備した専任の従業員を配置する。当該従業員は監査役の指揮命令に服し、当該従業員の異動、評価等人事に関する事項の決定は監査役の同意を要するものとする。

<運用状況の概要>

当社では、上記の決議内容にもとづいて、内部統制の体制整備およびその適切な運用に努めております。当期における内部統制の運用のうち、重要または特徴的な事項は以下のとおりです。

- (1) グループ経営管理
- ① 「SCREENグループ経営要綱」に定められる当社グループ各社の役割と責任にもとづき、事業セグメント別に体系化したグループ会社管理を行っております。
 - ② 当社グループ各社の取締役または監査役に当社の取締役、執行役員または従業員を派遣するなど、各社の経営状況を管理、監督する取り組みを実施しております。

- ③ 内部監査部門は、内部監査実施計画にもとづいて当社グループ全体を対象とした内部監査を実施しております。
 - ④ 当社グループ各社における重要事項の決定に際しては、「責任権限規定」にもとづいて当社または事業会社、機能会社が事前承認を行っております。なお、当社グループ内で会社の枠を超えて決裁ルートを設定できるシステムを新たに導入し、運用を開始しております。
 - ⑤ 当社、事業会社、機能会社の各社にCSR担当役員およびCSR担当部長を設置して内部統制の運用実施を図るとともに、「SCREENグループCSR委員会」を年間3回開催して当社グループにおけるコンプライアンスやリスク管理などについての状況を把握し、必要な対応を行っております。
- (2) コンプライアンス
- ① 「SCREENグループCSR憲章」のもとに行動規範を示し、その周知および理解を目的とした社内教育を国内外の当社グループ各社で実施しております。また、テーマや対象者を特定したコンプライアンス教育を適宜実施しております。
 - ② 当社グループの内部通報制度である「SCREENグループ企業倫理ヘルプライン」を運用して、不祥事の早期発見および改善措置に取り組んでおります。
 - ③ マイナンバー制度の導入に伴い、国内のグループ各社で社内規定を新たに制定するとともに、当該規定にもとづく運用を開始しております。
- (3) リスク管理
- ① 「SCREENグループリスクマネジメント要綱」および関連規定にもとづいて、SCREENグループ各社でビジネスリスクの洗い出しとその軽減に向けた取り組みを行っております。
 - ② 「事業継続管理規定」にもとづいて緊急時の対応策を整備するとともに、災害を想定した訓練や演習を各拠点で実施しております。
- (4) 取締役の職務執行
- ① 当社の取締役会は、当事業年度において16回開催され、重要事項の決定を行うとともに取締役の職務執行状況を監督しております。
 - ② 当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成しております。なお、職務執行の適法性の確保および監督機能の強化のため、取締役の員数の3分の1以上を社外取締役とする旨を取締役会規則に追記いたしました。
 - ③ 取締役候補者の選任は、代表取締役と社外取締役とで構成する「指名・報酬諮問委員会」の答申を経ることとしております。また、「社外役員の独立性に関する基準」を新たに制定いたしました。
- (5) 監査役の監査の実効性
- ① 監査役は取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席して意見を述べるとともに、内部監査部門、CSR担当部門などから必要な報告を受けております。
 - ② 当社は監査役の職務を専属的に補助する部署を設けて、監査役の指揮命令に服する専任の従業員を配置しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上させていくことができる者であることが必要であると認識しております。このため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

II 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきた『フォトリソグラフィ（写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術）』を応用展開することで、印刷関連機器分野から半導体製造装置やFPD製造装置などのエレクトロニクス分野へ事業展開を果たしてまいりました。そして、創業の印刷関連分野における印刷版出力装置をはじめ、半導体分野でのシリコンウエハー洗浄装置、FPD分野での大型ガラス基板対応の製造装置など、複数の製品において世界トップシェアの地位を得るに至っております。現在では、フォトリソグラフィ技術を進展させ、「表面処理技術」「直描技術」「画像処理技術」をコア技術として確固たるものとしています。

また、当社は、「未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）」「人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）」「技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）」の企業理念のもと、当社グループのあるべき姿とそれに向けたグランドデザインを定めた「経営大綱」に則り、既存事業領域においては優位性を維持しつつ、新規事業領域においても存在感を発揮し、グループ全体の企業価値向上を目指しております。

このように、当社の企業価値は、グループとして、中長期的な視点に立ちつつ、時代の環境変化に素早く対応し、コア技術をもとに社会から求められる製品群を開発、製造してきた総合的な技術力によって確保、向上されるべきものであり、また、それを支える顧客、取引先、従業員等の一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 企業価値向上のための取り組みについて

当社グループは、平成27年3月期を初年度とする中期3カ年経営計画「Challenge2016」に取り組んでおります。

2年目である当期は、変動費削減や固定費抑制など従前からの継続した収益構造改革への取り組みが功を奏し、増収増益を継続することができ、重点テーマとして設定している営業利益率は前期に比べ改善しました。一方、自己資本比率に関しては、自己資本は着実に増加しましたが、総資産も増加したため、前期末と同水準となりました。

また、新規領域での事業化の取り組みにつきましては、製品開発を進め、新製品の市場投入を加速するとともに、オープンイノベーション戦略のもと他社との販売契約締結や共同研究に加えて、企業買収を行いました。

中期3カ年経営計画最終年度に向けては、持株会社体制における経営と執行の分離をさらに推し進め、迅速な意思決定と執行責任の明確化を進めてまいります。また収益構造改革を完遂するとともに、財務体質の強化を図り、更なる成長への足掛かりを確かなものにしてまいります。

さらに、中期3カ年経営計画の遂行により、ROEを安定的に高め、フリーキャッシュ・フローを最大化させるとともに、株主還元方針である連結総還元性向25%を目標に株主の皆様への利益還元を図り、企業価値向上に努めてまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。重要な経営課題と位置づける内部統制機能や環境、安全（EHS）経営の充実を「CSR推進室」を中核として全社的に推進しております。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を1年とし、経営の客観性を維持するために社外取締役を選任しております。経営の効率性と業務執行機能の強化を目的として、執行役員制を導入し、さらに平成27年3月期には持株会社化により従前の社内カンパニーを独立した子会社とする等の施策を実施しております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（本施策）

当社は、平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会にて株主の皆様のご承認にもとづき導入いたしました「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」につき、平成21年6月25日開催の第68回定時株主総会、平成23年6月28日開催の第70回定時株主総会および平成26年6月26日開催の第73回定時株主総会において、その内容を一部変更して継続導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする、または結果として同割合が20%以上となる当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社の企業価値を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。当社は、本施策をもって、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について、以下のとおり定めております。

(1) 大規模買付ルールの概要

- ・大規模買付者は、事前に大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提供すること
- ・当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替的提案を行う期間を設定すること
- ・独立委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を公表すること
- ・独立委員会の勧告があった場合、株主意思確認総会において株主意思の確認を行うこと
- ・当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、株主意思確認総会の決定に従って行うこと
- ・当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、独立委員会の勧告を最大限尊重し、中止または発動の停止に関する決議を行うことができること

(2) 大規模買付対抗措置の概要

- ・大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを順守しない場合または大規模買付行為によって当社の企業価値が著しく毀損される場合に、当社取締役会は大規模買付対抗措置を決議できること
- ・当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置として、特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付した新株予約権の無償割当のほか、法令および定款が認める相当な措置を決議することができること
- ・当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置発動を決議するにあたっては、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意思確認総会の決定がある場合には当該決定に従うこと

(3) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

- ・有効期間は平成26年6月26日開催の当社定時株主総会から平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時まで
- ・本施策の有効期間満了前であっても、定時株主総会または臨時株主総会において本施策を廃止または変更する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本施策を廃止または変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されること

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.screen.co.jp/ir/>) に掲載しております平成26 (2014) 年5月7日付「大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) の継続導入のお知らせ」をご覧ください。

IV 本施策の合理性について

1. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について定めるものです。

本施策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にはのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

また、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

このように本施策は、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

前記 I で述べたとおり、基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本施策は、基本方針の考え方に沿って設計され、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本施策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

さらに、株主の皆様の承認を本施策の発効の条件としていることに加え、当社の取締役の任期は1年ですので、本施策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を示していただくことも可能です。また、本施策はデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止するまたは発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。このように、株主の皆様が望めば本施策の廃止も可能であることは、本施策が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えております。

3. 本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本施策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの順守の要請や大規模買付対抗措置の発動を行うものです。本施策は当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動は本施策の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本施策の発効、延長を行うことはできず、株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が大規模買付対抗措置をとる場合など、本施策にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認を行うことができるものとしています。本施策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流 動 資 産				流 動 負 債			
現金及び預金		32,371		支払手形及び買掛金		59,523	
受取手形及び売掛金		65,017		電子記録債権		10,536	
電子記録債権		2,570		1年内返済予定の長期借入金		4,079	
たな卸資産		76,633		1年内償還予定の社債		13,600	
繰延税金資産		5,156		リース債権		411	
その他当座預金		7,562		未払法人税等		4,430	
		△789		設備関係支払手形		6	
				設備関係電子記録債権		1	
				賞与引当金		1,044	
				役員賞与引当金		72	
				製品保証引当金		4,564	
				受そ損失引当金		2	
				その他		22,584	
固 定 資 産		81,572		固 定 負 債		28,948	
有形固定資産		43,378		長期借入金		18,986	
建物及び構築物		53,578		リース債権		2,559	
機械装置及び運搬具		38,624		繰延税金負債		5,988	
土地		9,766		退職給付に係る負債		737	
リース資産		6,613		役員退職慰労引当金		103	
建設仮勘定		1,073		資産除去債		48	
その他当座預金		12,270		その他		524	
減価償却累計額		△78,548					
無形固定資産		2,394		負債合計		149,805	
リース資産		34		純資産の部			
その他当座預金		2,360		株主資本		116,957	
投資その他の資産		35,799		資本剰余金		54,044	
投資有価証券		28,539		利益剰余金		4,583	
長期貸付金		13		自己株式		71,602	
退職給付に係る資産		4,279		その他の包括利益累計額		△13,272	
繰延税金資産		495		その他有価証券評価差額金		2,692	
その他当座預金		3,107		為替換算調整勘定		8,364	
		△636		退職給付に係る調整累計額		△3,911	
				非支配株主持分		△1,761	
						638	
				純資産合計		120,288	
資産合計		270,093		負債純資産合計		270,093	

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
売上高	259,675
売上原価	178,677
売上総利益	80,998
販売費及び一般管理費	57,440
営業利益	23,557
営業外収益	
受取利息	128
受取配当金	532
受取家賃	169
受取補助金	178
その他	307
営業外費用	457
支払替資産の除却	1,095
その他	253
経常利益	302
特別利益	503
特別損失	2,154
特別損失	23,178
特別損失	1,006
特別損失	226
特別損失	13
特別損失	1
税金等調整前当期純利益	241
法人税、住民税及び事業税	23,942
法人税等調整額	5,922
当期純利益	△922
非支配株主に帰属する当期純利益	18,943
親会社株主に帰属する当期純利益	128
	18,815

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	54,044	4,583	54,447	△12,262	100,813
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,661		△1,661
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18,815		18,815
自 己 株 式 の 取 得				△1,010	△1,010
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	17,154	△1,010	16,144
当 期 末 残 高	54,044	4,583	71,602	△13,272	116,957

(単位：百万円未満切捨)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	12,586	△1,395	△1,140	10,051	648	111,513
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				-		△1,661
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-		18,815
自 己 株 式 の 取 得				-		△1,010
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△4,222	△2,516	△620	△7,359	△9	△7,368
当 期 変 動 額 合 計	△4,222	△2,516	△620	△7,359	△9	8,775
当 期 末 残 高	8,364	△3,911	△1,761	2,692	638	120,288

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	80,538	流 動 負 債	90,277
現金及び預金	19,435	支払手形	7,488
受取手形	12	電子記録債権	8,693
売掛金	45	買掛金	349
たな卸資産	416	関係会社短期借入金	24,051
未収入金	49,361	1年内返済予定の長期借入金	4,079
関係会社短期貸付金	11,023	1年内償還予定の社債	13,600
繰延税金資産	119	リース債権	163
その他金	137	未払金	30,324
貸倒引当金	△13	未払費用	609
		未払法人税等	9
		預り金	246
		賞与引当金	243
		その他	418
固 定 資 産	111,056	固 定 負 債	25,164
有形固定資産	24,673	長期借入金	18,986
建物	11,604	リース債権	1,877
構築物	659	繰延税金負債	3,901
機械及び装置	797	資産除去債	48
車両運搬具	1	その他	349
工具、器具及び備品	803		
土地	8,883	負 債 合 計	115,441
リース資産	1,915		
建設仮勘定	8	純 資 産 の 部	
無形固定資産	815	株主資本	67,799
投資その他の資産	85,567	資本金	54,044
投資有価証券	28,263	資本剰余金	4,583
関係会社株	53,783	その他資本剰余金	4,583
関係会社出資	341	利益剰余金	22,443
関係会社長期貸付	180	利益準備金	474
差入保証金	739	その他利益剰余金	21,968
長期前払費用	1,716	圧縮積立金	8
その他金	834	繰越利益剰余金	21,960
貸倒引当金	△291	自己株式	△13,272
		評価・換算差額等	8,353
		その他有価証券評価差額金	8,353
		純 資 産 合 計	76,152
資 産 合 計	191,594	負 債 純 資 産 合 計	191,594

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円未満切捨）

科 目	金 額	
I 売 上 高		316
II 営 業 収 益		21,271
営 業 収 益 合 計 (I + II)		21,587
III 売 上 原 価		262
売 上 総 利 益 (I - III)		53
IV 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,698
営 業 利 益		6,626
V 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	140	
受 取 配 当 金	516	
助 成 金 収 入	283	
そ の 他	97	1,038
VI 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	912	
社 債 利 息	239	
為 替 差 損	23	
固 定 資 産 除 却 損	107	
そ の 他	122	1,405
経 常 利 益		6,260
VII 特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,036	1,036
VIII 特 別 損 失		
減 損 損 失	113	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	13	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	140
税 引 前 当 期 純 利 益		7,156
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		202
法 人 税 等 調 整 額		△137
当 期 純 利 益		7,091

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円未満切捨）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	54,044	4,583	4,583
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
利益準備金の積立			-
税率変更に伴う 圧縮積立金の調整額			-
圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			-
当期純利益			-
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
当 期 末 残 高	54,044	4,583	4,583

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		その他利益剰余金	圧 縮 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	308	9	16,695	17,013	△12,262	63,378	
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
利益準備金の積立	166		△166	-		-	
税率変更に伴う 圧縮積立金の調整額		0	△0	-		-	
圧縮積立金の取崩		△1	1	-		-	
剰余金の配当			△1,661	△1,661		△1,661	
当期純利益			7,091	7,091		7,091	
自己株式の取得				-	△1,010	△1,010	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-		-	
事業年度中の変動額合計	166	△0	5,264	5,430	△1,010	4,420	
当 期 末 残 高	474	8	21,960	22,443	△13,272	67,799	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	12,550	12,550	75,929
事業年度中の変動額			
利益準備金の積立		-	-
税率変更に伴う 圧縮積立金の調整額		-	-
圧縮積立金の取崩		-	-
剰余金の配当		-	△1,661
当期純利益		-	7,091
自己株式の取得		-	△1,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△4,196	△4,196	△4,196
事業年度中の変動額合計	△4,196	△4,196	223
当 期 末 残 高	8,353	8,353	76,152

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社SCREENホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内毅	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍田佳典	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SCREENホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SCREENホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社SCREENホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 芳 則	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 毅	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍田 佳典	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SCREENホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第75期監査方針及び監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、第75期監査方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社SCREENホールディングス 監査役会

常任監査役（常勤） 宮脇達夫 ㊟

監査役（常勤） 梅田昭夫 ㊟

監査役 堤勉 ㊟

監査役 西川健三郎 ㊟

(注) 監査役 堤勉及び監査役 西川健三郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第75期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元ならびに将来の事業環境の変化に対応できる財務体質の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

- | | | |
|--|----|----------------|
| (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円 | 総額 | 2,833,721,808円 |
| (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日 | | |

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しており、その移行期限が平成30年10月1日と決定されました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を念頭におき、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにもとづき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

180,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」の効力発生日である平成28年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本附則は当該変更の効力発生をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
第1条 ┌ 第5条 └	<条文省略>	第1条 ┌ 第5条 └	<現行どおり>
(発行可能株式総数)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9億株</u> とする。	(発行可能株式総数)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億8千万株</u> とする。
第7条	<条文省略>	第7条	<現行どおり>
(単元株式数)	第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数)	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条 ┌ 第28条 └	<条文省略>	第9条 ┌ 第28条 └	<現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第30条 }) 第37条 }</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第30条 }) 第37条 }</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第39条 }) 第42条 }</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第39条 }) 第42条 }</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の規定の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役 石田 明、垣内永次、南島 新、沖 勝登志、灘原壮一、近藤洋一、立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の9名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 の株式の数
1	いしだ あきら 石田 明 (昭和17年7月23日)	昭和52年6月 当社取締役に就任 昭和53年6月 当社常務取締役に就任 昭和57年6月 当社代表取締役に就任 当社専務取締役に就任 昭和60年6月 当社取締役副社長に就任 平成元年6月 当社取締役社長に就任 平成13年6月 当社取締役会長に就任 現在に至る 平成14年4月 当社最高経営責任者に就任 平成20年6月 財団法人京都産業21(現 公益財団法人京都産業21) 理事長に就任	1,249,134株
	[取締役候補者とした理由] 石田 明は、現在取締役会長であり、長年にわたり当社経営に携わり、事業をけん引してまいりました。当社の持続的な企業価値向上の実現に、その豊富な経験と高い見識をもって貢献ができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 の株式の数
2	かき うち えい じ 垣内 永次 (昭和29年4月3日)	昭和56年4月 当社入社 平成12年7月 DAINIPPON SCREEN GRAPHICS (USA), LLC (現 SCREEN GP Americas, LLC) 社長 平成17年4月 当社執行役員に就任 当社メディアテクノロジーカンパニー社長 平成18年4月 当社上席執行役員に就任 平成19年4月 当社常務執行役員に就任 当社半導体機器カンパニー社長 平成22年4月 当社安全保障貿易、GPS、 セールスプロモーションサポート担当 平成23年4月 当社IR、安全保障貿易、GPS、グループG10担当 平成23年6月 当社取締役に就任 平成24年4月 当社広報・IR、GPS、G10担当 平成26年4月 当社代表取締役就任 現在に至る 当社取締役社長に就任 現在に至る 当社最高執行責任者に就任 平成26年8月 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョン ソリューションズ取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 平成28年4月 当社最高経営責任者に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役	113,381株
[取締役候補者とした理由] 垣内永次は、現在取締役社長であり、当社の国内外の事業部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の企業価値向上のため、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 の株式の数
3	みなみ しま しん 南 島 新 (昭和30年11月25日)	昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社ビジネスサービスセンター 理財統轄部経理部長 平成17年4月 当社理財カンパニー社長 平成21年4月 当社執行役員に就任 平成21年10月 当社ビジネスサービスセンター 副センター長 平成23年6月 当社取締役に就任 当社ビジネスサービスセンター長 平成25年5月 当社経営戦略本部長 平成26年4月 当社管理本部副本部長 平成26年6月 当社常務取締役に就任 平成26年8月 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役会長に就任 平成26年10月 当社総務・人事担当 平成27年6月 当社CSR担当 平成28年4月 当社代表取締役に就任 現在に至る 当社専務取締役に就任 現在に至る 当社CSR経営担当 現在に至る 株式会社SCREENマニュファクチャリングサポート ソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズ 取締役 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役	60,192株
[取締役候補者とした理由] 南島 新は、現在専務取締役であり、管理ならびに経営戦略における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のCSR経営のさらなる推進のため、高い倫理観をもって取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
4	おき かつ と し 沖 勝 登 志 (昭和33年6月2日)	昭和56年4月 日本生命保険相互会社入社 平成7年3月 ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ出向 平成14年3月 日本生命保険相互会社広島支社副支社長 平成16年3月 同社那覇支社長 平成19年3月 同社大阪都心南支社長 平成21年3月 同社本店総合法人第二部総合法人部長 平成23年4月 当社入社 当社ビジネスサービスセンター副センター長 平成24年4月 当社常務執行役員に就任 平成25年6月 当社取締役役に就任 平成26年4月 当社経営戦略本部長 当社広報・IR、GPS、G10担当 平成26年6月 当社常務取締役役に就任 現在に至る 平成26年8月 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ取締役役に就任 現在に至る 株式会社SCREENファインテックソリューションズ取締役役に就任 現在に至る 平成26年10月 当社経営戦略担当 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役	31,979株
[取締役候補者とした理由] 沖 勝登志は、現在常務取締役であり、国内外における豊富な経験と専門性を有しており、当社の制度変革にも大きく寄与してまいりました。引き続き当社の取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 の株式の数
5	<p>なだ はら そう いち 灘 原 壮 一 (昭和32年12月2日)</p>	<p>昭和61年4月 株式会社東芝入社 平成9年7月 同社プロセス技術研究所開発主査 平成13年4月 同社セミコンダクター社プロセス技術 推進センターグループ長 平成16年4月 当社入社 当社半導体機器カンパニー技術統轄担当部長 平成16年10月 当社半導体機器カンパニー副社長 平成18年4月 当社執行役員に就任 平成23年4月 当社上席執行役員に就任 平成25年4月 当社最高技術責任者に就任 現在に至る 当社技術開発センター長 平成26年6月 当社常務取締役就任 現在に至る 平成26年8月 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役就任 現在に至る 株式会社SCREENマニファクチャリングサポート ソリューションズ取締役就任 平成26年10月 当社技術開発担当 平成28年4月 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョン ソリューションズ 取締役就任 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ 取締役</p>	69,781株
<p>[取締役候補者とした理由] 灘原壮一は、現在常務取締役であり、他社および当社の技術部門において豊富な経験と専門性の多様性を保持しており、当社の取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
6	こん どう よう いち 近藤 洋一 (昭和33年9月25日)	昭和57年4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成19年12月 同行アジア・中国部長 平成22年5月 同行国際審査部長 同行融資部中小企業金融円滑化室長 同行リテール融資部中小企業金融円滑化室長 平成22年6月 同行執行役員に就任 平成25年6月 当社入社 当社上席執行役員に就任 当社最高財務責任者補佐 当社ビジネスサービスセンター副センター長 平成26年4月 当社管理本部長 平成26年6月 当社常務取締役に就任 現在に至る 当社最高財務責任者に就任 現在に至る 平成26年8月 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ取締役に就任 現在に至る 平成26年10月 当社経理・財務担当 [重要な兼職の状況] 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ 取締役 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役	19,578株
[取締役候補者とした理由] 近藤洋一は、現在常務取締役であり、国内外における豊富な経験と財務および会計に関する専門性を有しており、当社の取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
7	たて いし よし お 立石 義雄 (昭和14年11月1日)	昭和38年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社) 入社 昭和48年5月 同社取締役に就任 昭和51年6月 同社常務取締役に就任 昭和58年6月 同社専務取締役に就任 昭和62年6月 同社代表取締役社長に就任 平成15年6月 同社代表取締役会長に就任 平成18年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成19年5月 京都商工会議所会頭に就任 現在に至る 平成23年6月 オムロン株式会社名誉会長に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] オムロン株式会社 名誉会長 京都商工会議所 会頭	24,586株
[社外取締役候補者とした理由] 立石義雄氏は、現在社外取締役であり、長年の経営者としての豊富な見識と財界活動における幅広い経験にもとづき、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができるかと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
8	むら やま しょう さく 村山 昇作 (昭和24年9月21日)	昭和47年4月 日本銀行入行 昭和56年2月 同行ニューヨーク事務所エコノミスト 平成6年11月 同行高松支店長 平成10年6月 同行調査統計局長 平成14年3月 帝國製薬株式会社代表取締役社長に就任 平成14年6月 四国化成工業株式会社社外取締役に就任 平成20年6月 iPSアカデミアジャパン株式会社取締役に就任 平成23年6月 同社代表取締役社長に就任 平成25年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成26年6月 東邦ホールディングス株式会社社外取締役に就任 現在に至る 平成26年7月 株式会社iPSポータル代表取締役社長に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社iPSポータル 代表取締役社長 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役	7,706株
[社外取締役候補者とした理由] 村山昇作氏は、現在社外取締役であり、かつ他社において代表取締役社長を現任されており、培われた豊富な知見や専門性、幅広い経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
9	さいとう しげる 齋藤 茂 (昭和32年1月26日)	昭和54年11月 株式会社トーセ入社 同社開発本部長 昭和60年10月 同社取締役に就任 昭和62年2月 同社代表取締役社長に就任 平成16年9月 同社代表取締役社長兼CEOに就任 平成25年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成27年12月 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEOに就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO	5,706株
	[社外取締役候補者とした理由] 齋藤 茂氏は、現在社外取締役であり、かつ他社において代表取締役会長を現任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 取締役候補者 立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
2. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
 (1) 村山昇作氏は、株式会社IPSポータル代表取締役社長であり、当社と同社との間に販売促進に関連する取引関係がありますが、その取引額は販売費及び一般管理費の0.1%未満と僅少であります。
 (2) 上記以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数について
 (1) 立石義雄氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。
 (2) 村山昇作氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
 (3) 齋藤 茂氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏との間で、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役 宮脇達夫、堤 勉および西川健三郎の各氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
1	みや わき たつ お 宮脇達夫 (昭和29年5月6日)	昭和55年4月 当社入社 平成11年4月 当社財務本部財務部長 平成13年4月 当社財務本部副本部長 平成15年4月 当社執行役員に就任 平成18年4月 当社上席執行役員に就任 平成18年7月 当社コーポレート経営戦略担当 平成21年6月 当社コーポレート人事戦略、法務、コンプライアンス、危機管理担当 平成23年4月 当社ビジネスサービスセンター長 平成23年6月 当社監査役(常勤)に就任 平成24年6月 当社常任監査役(常勤)に就任 現在に至る	70,308株
[監査役候補者とした理由] 宮脇達夫氏は、現在常任監査役であり、長年当社の経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験、専門性にもとづき、監査役としての役割、責務を適切に果たしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。			
2	にしかわ けんざぶろう 西川健三郎 (昭和30年11月1日)	昭和53年4月 株式会社滋賀銀行入行 平成10年10月 同行祇王支店長 平成12年6月 同行甲西中央支店長 平成14年4月 同行丸太町支店長 平成16年6月 同行水口支店長 平成19年6月 同行彦根支店長 平成21年6月 同行取締役大阪支店長に就任 平成23年6月 同行常務取締役に就任 平成26年2月 しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長に就任 現在に至る 平成26年6月 当社監査役に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長	3,908株
[社外監査役候補者とした理由] 西川健三郎氏は、現在社外監査役であり、かつ他社において代表取締役社長を現任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、中立的かつ客観的な視点から、公正不偏な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
3	※ にし よし お 西 良 夫 (昭和28年1月1日)	昭和51年4月 株式会社京都銀行入行 平成10年10月 同行下鴨支店長 平成13年2月 同行市場金融部長 平成15年6月 同行総合企画部長 平成17年6月 同行取締役総合企画部長に就任 平成18年6月 同行取締役本店営業部長に就任 平成20年6月 同行常務取締役に就任 平成26年6月 同行代表取締役専務に就任 平成27年6月 烏丸商事株式会社 代表取締役会長に就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 烏丸商事株式会社 代表取締役会長	3,000株
[社外監査役候補者とした理由] 西 良夫氏は、他社において代表取締役を歴任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、中立的かつ客観的な視点から、公正不偏な監査をしていただくことができると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 監査役候補者 西川健三郎および西 良夫の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は西川健三郎氏を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、西 良夫氏につきましても原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であります。
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者 宮脇達夫氏は、長年当社の経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役候補者が当社監査役に就任してからの年数について
西川健三郎氏が当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、西川健三郎氏との間で、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としています。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、西 良夫氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. ※印は、新任監査役候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって補欠監査役 豊部克之氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は社外監査役の補欠であり、社外監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 [重要な兼職の状況]	所有する当社の株式の数
※ きつかわてつお 吉川哲朗 (昭和22年7月28日)	昭和54年10月 司法試験合格 昭和57年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 昭和61年4月 益川・吉川合同法律事務所開設 平成7年4月 京都弁護士会 副会長 平成14年10月 京都みらい法律事務所開設 同所所長弁護士 現在に至る 平成24年4月 京都弁護士会 会長 [重要な兼職の状況] 京都みらい法律事務所 所長弁護士	0株
[補欠監査役候補者とした理由] 吉川哲朗氏は、長年の弁護士実務を通じて培われた豊富な知見、経験のもと、高い倫理観をもち公正不偏な監査をしていただくことができると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
吉川哲朗氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。
3. ※印は、新任補欠監査役候補者であります。

以上

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使について

1. インターネットによる議決権行使について

(1) お手続きの方法

- ① 当社の指定する議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net> にアクセスしてください。
- ② 議決権行使書用紙の右下に記載の「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- ③ 議決権行使書用紙の右下に記載の「パスワード」を入力し、株主様ご自身で改めて「パスワード」を設定してください。
- ④ 画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

(2) ご注意事項

- ① インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに行ってください。
- ② 携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- ③ 書面による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ④ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ⑤ 議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようご注意ください。なお、議決権行使コードおよびパスワードのご照会には回答できませんのでご了承ください。
- ⑥ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(3) お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120 (652) 031 (9:00~21:00)

2. 機関投資家の皆様へ

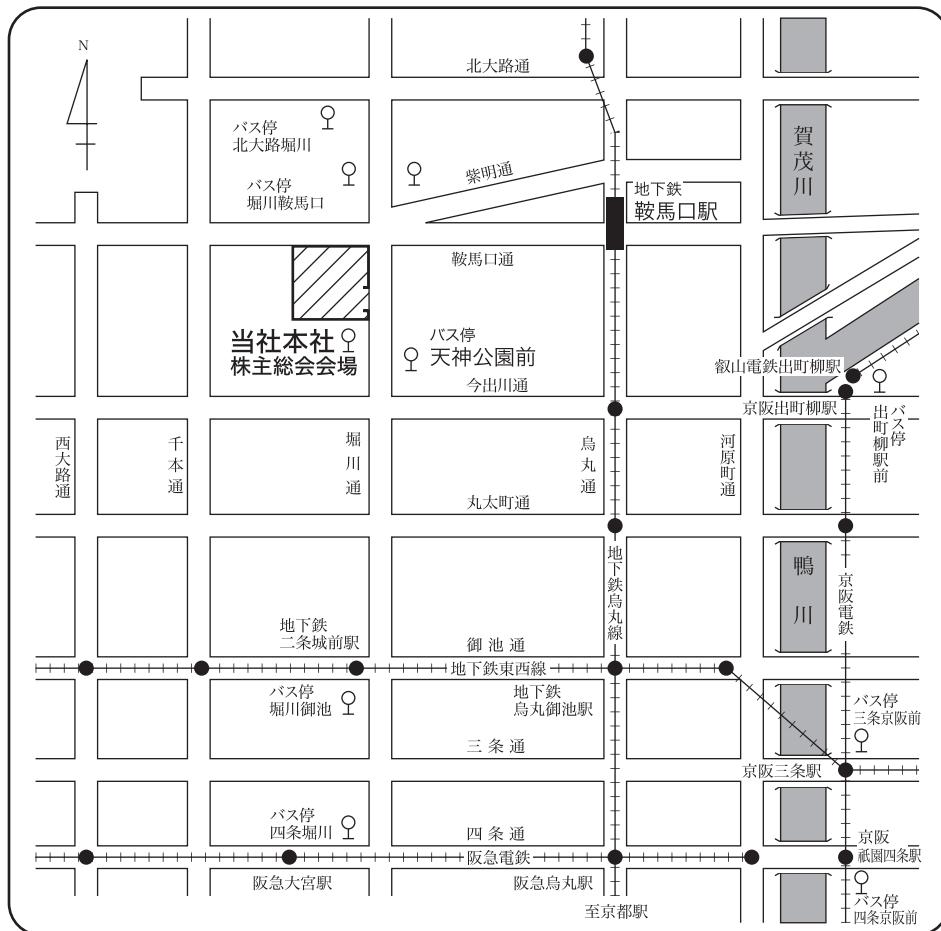
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

— MEMO —

— MEMO —

株主総会会場ご案内図

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1



■ 公共交通機関ご案内

地下鉄烏丸線「鞍馬口駅」下車鞍馬口通を西へ徒歩約15分

市バス「天神公園前」下車北へ徒歩1分

堀川御池から市バス⑨⑫⑯天神公園前下車北へ徒歩1分

四條堀川から市バス⑨⑫⑯天神公園前下車北へ徒歩1分

京都駅から市バス⑨天神公園前下車北へ徒歩1分

京阪三条／祇園四條駅から市バス⑫天神公園前下車北へ徒歩1分

出町柳駅から市バス①北大路堀川下車南へ徒歩約6分